

令和7年度「地域スポーツ普及事業」実施要項

1 目 的

公益財団法人熊本県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）は、市町村における地域住民のスポーツ普及活動の事業に対し、その経費の一部を助成し、もって郡市（市町村）体育・スポーツ協会の発展に寄与する。

2 主 催

郡市（市町村）体育・スポーツ協会、地域・スポーツ協会加盟競技団体

3 事業実施対象期間

令和7年4月1日～令和8年1月31日まで<期日厳守>

4 助成対象となる事業の内容

地域スポーツの普及に係る事業で、地域住民を対象とした次に挙げる形態によるもの。

- (1) 講演会及び実技講習会
- (2) 指導者・審判養成講習会
- (3) 県民体育祭選手強化事業
- (4) 市町村における継続的行事（地域総参加型スポーツ大会等）
- (5) 地域又は施設等の特性に応じて実施するもの
- (6) 総合型地域スポーツクラブ支援及びクラブ創設支援事業

5 助成の対象となる経費

次にあげるもののほか、別紙「経理処理留意事項」による。

- (1) 報償費（謝金等）
- (2) 旅 費（交通費、宿泊費）

※注：食料費については助成対象外となるが、運営役員等の事業当日における食料費に限り助成対象とする

- (3) 需用費（用具、事務用、記録用消耗品）
- (4) 役務費（通信・運搬費）
- (5) 使用料（会場使用料）
- (6) その他（保険料）

6 申 請

この事業の助成金の交付を受けようとするときは、別紙様式1-1により別途通知する期日までに、次の書類を添付のうえ、県スポーツ協会長あて提出すること。

- (1) 事業計画書・・・様式2
- (2) 収支予算書・・・様式3

7 助成金の交付方法

助成金は、申請者の指定する金融機関へ振り込むものとする。

8 報 告

対象となる事業が完了したときは、別紙「経理処理留意事項」を参照のうえ、別紙様式1-2により事業終了後1か月以内、又は令和7年2月28日のいずれか早い期日までに、次の書類を添付のうえ、県スポーツ協会長あて提出すること。

- (1) 事業報告書・・・様式2
- (2) 収支決算書・・・様式3
- (3) ・領収書・証憑書類（写し・・・金額や詳細が全て読み取れるようコピーすること）
・事業写真等（原本・・・A4に添付）

※個人領収書、受領書ともに自署押印（別紙領収書若しくは受領書を使用のこと）

※原本の返却が必要な場合は、県スポーツ協会にて確認後の返却とする。

※需用費は購入先の領収書、役務費は請負先の領収書とする。

※使用料は施設所有者等が発行する領収書とする。